

令和
三 年
五 條 市 議 会 第 四 回 十 二 月 定 例 会 会 議 録 (第 七 号)

令和三年十二月二十四日(金曜日)

議 事 日 程 (第 九 号)

令和三年十二月二十四日 午前十時開議

- 第一
- 議第五十六号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定について
 - 議第五十七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定について
 - 議第五十八号 五條市立公民館条例の一部改正について
 - 議第六十一号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について
 - 議第六十二号 五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
 - 議第六十三号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
 - 議第六十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
 - 議第六十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第九号)議定について
- 第二
- 議第五十九号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の一部改正について
 - 議第六十五号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
 - 議第六十六号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
 - 議第六十九号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
 - 議第七十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
 - 議第七十一号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について

- 第三 同第 十五号 五條市教育委員会教育長の任命について
- 第四 同第 十六号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第五 同第 十七号 五條市監査委員の選任について
- 第六 議第七十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	谷	斎
谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田		藤
龍	美	雅	耕			佳		清	全	勝	有
	恵										
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員(なし)

市長	太田好紀
副市長	人見達哉
教育長	堀内伸起
理事・総務部長(財政事務担当)事務取扱	南則行
技監	冠雅之
市長公室長	井上昭
総務部長	松本成人
危機管理監	石田茂人
すこやか市民部長	田中久美
あんしん福祉部長	名迫雅浩
産業環境部長(兼務)都市整備部長	平己富長
教育部長	中本賢二
西吉野支所長	大垣悟
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東川純司
会計管理者	小森比登
財政課長	戸野哲

事務局職員出席者

事務局長	平 田 耕 一
事務局次長	馬 場 雅 樹
事務局次長補佐	辰 巳 大 輔
事務局係長	打 集 和 美
速記者	柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る十五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る十五日に行いました議案審議におきまして、議第六十一号を議題とした際、大垣西吉野支所長から提案理由の説明がりましたが、理事者側からこの説明を訂正したいとの申出がありますので、発言を許可します。大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）ただいま議長から議案説明の修正の許可をいただきましたので、次のとおり修正をお願いいたします。

令和三年十二月十五日の議第六十一号、五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正の提案理由の説明の中で、附則につきまして一部誤った説明をしましたので、修正をお願いするものであります。

内容は「附則につきましては、施行期日を公布日からとし、改正後の規定は令和四年四月一日から適用するとしています。」と説明をさせていただきますましたが、正しくは「附則につきましては、施行期日を令和四年四月一日からとしています。」に修正をお願いいたします。

大変御迷惑をおかけいたしました。

○議長（山口耕司）以上で提案理由の訂正を終わります。

次に、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、去る十月十二日、午後三時十五分からやまとクリーンパークにおいて開催されました、令和三年やまと広域環境衛生事務組合第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定、開議の宣言及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

初めに、議会選挙第一号、副議長の選挙についてを議題とし、副議長の選挙が行われ、議長の指名推選により植田昌孝議員が指名され副議長に当選されました。

続いて、議案審議に入り、報第一号、令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告について及び認第一号、令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての二議案を議題とし、管理者に提案理由の説明を求めました。

初めに、報第一号、令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千四百三十二万九千九百九十円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億三千四百四十三万二千円とし、主なものは、一般管理費において健康増進施設建設の遅れに伴う代替案として周辺自治会に配布を行った生活支給品の見直しにより購入費用が当初の想定より下回ったこと及び財産管理費において売電収入の減額に伴う積立金の減額によるもので、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、認第一号、令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出総額八億八千七百五十九千五百五十三円で、歳入歳出は同額であるとの説明があり、議員から、基金残高をただしたのに対し、「令和二年度末残高は、やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備基金が一億四百八万四千円及びやまと広域環境衛生事務組合財政調整基金が一億九千三百五十一万六千円である。」との答弁があり、議員から、やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備基金を新たに財源とする補助申請が上がってきた場合の対応についてただしたのに対し、「今現在考えていないが、詳細な検討については、区長さんをはじめ、区としつかりと話をさせていただくことを約束する。」との答弁があり、また、議員から、健康増進施設のスケジュール及び御所市との協力関係などの文書のやり取りについてただしたのに対し、「タイムスケジュールに詳細に行い、内容につきましましては、書面でのやり取りを検討させていただきたい。」との答弁があり、また、議員から健康増進施設について具体的に進めていく中で、事業を早く進めていくために必要な専門家の配置についてただしたの

に対し、「人材につきましては、各市町と調整し対応させていただきたい。」との答弁があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定され本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和三年やまと広域環境衛生事務組合議会第二回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団の議会の報告があります。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、去る十月二十七日、午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、令和三年南和広域医療企業団議会第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに南和広域医療企業団杉山企業長から議会招集の挨拶の後、議長から開会宣告及び開議宣告並びに議席の指定、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

次に、常任委員会委員が選任され、監査委員から諸報告がありました。

続いて、議案審議に入り、承第一号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第一号）の専決処分の報告及び承認について）は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策のため、医療機器等の購入に要する経費であるとの提案理由の説明を受け、次に、認第一号、令和二年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定については、当年度純利益は、一億一千四百百万円で経常収支比率は一〇一・一パーセントで対前年度プラス〇・七ポイントとなり、いずれも改善傾向にあるとの報告を受け、次に、議第五号、令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第二号）については、発熱外来等建設に係る設計に要する経費として工事事務費一千五百万円を計上するとの提案理由の説明があり、慎重審議を期するため全ての議案が総務委員会に付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託された議案について慎重審議を行い、採決の結果、各議案とも原案どおり可決、認定または承認することになりました。

次に、報第二号、南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、

理事者から詳細な報告を受け、資金不足の算定を行ったところ、不足が生じていないため資金不足比率の該当がないことが報告されました。

続きまして、理事者からの報告事項として、令和三年度診療状況について及び南和広域医療企業団中期計画についての説明を受け、運営費負担の在り方や発熱外来棟の新設をはじめとする様々な事項について闊達な意見交換を行い、総務委員会は終了いたしました。

総務委員会終了後本会議が再開され、総務委員会に付託された四議案について、総務委員会委員長報告どおりに決することについて、採決を行った結果、原案のとおり可決または認定、承認され、報告は受理されました。

次に、総務委員会から議会閉会中の継続審査事項についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和三年南和広域医療企業団議会第二回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、南和広域医療企業団の議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る十一月二十九日午後二時四十分から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和三年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに管理者の亀田檀原市長から議会招集の挨拶があり、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。会議録署名議員の指名に続き、議長からの諸報告及び管理者から行政報告がありました。

続いて、一般質問に入り、委員から、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、公用車の事故に起因する損害賠償が毎回上程されていることから、消防組合での事故対策への取組についてただしたのに対し、「新規採用職員に対する技能向上の研修や各署で行っている運転適性の確認あるいは資質向上の取組について、今後も引き続き安全運転対策の強化充実を目指し、現場に出勤する隊長の資質向上や、消防組合車両に搭載されたドライブレコーダーを活用した検証や、さらには事故発生対応マニュアルの周知徹底等の対策を講じていく。」との答弁がありました。

続いて、議案審議に入り、報第四号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、三件の損害賠償の額の決定及び専決処分の報告があ

りました。

次に、議第三十九号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議第四十号、工事請負契約の締結については、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、令和二年度奈良県広域消防組合の歳入歳出決算認定について、認第一号の一般会計と認第二号から認第十三号までの十二の特別会計の十三議案が一括して上程され、議員から、決算報告とともに、年度を通じて行われた新型コロナウイルス感染症対策の消防組合における取組及び検証について報告をする必要があるのではないかとただしたのに対し、「提示可能な資料があれば報告させていただく。」との答弁がありました。その後、総務部長から、「救急隊及び組合全体で行っている感染防止対策について、今後も継続させ、消防業務の遂行に支障を来さないよう努力する。」との答弁があり、一括して採決の結果、十三議案は原案のとおり認定され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和三年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で、奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十八号の八議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会藤富美恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子） たいま議題となりました、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十八号の八議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十六号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定につきましては、これまでから半島振興法や地域未来投資促進法による固定資産税の特別措置を講じており、令和三年四月一日付で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく五條市過疎地域持続的発展計画が策定され、本市の産業の振興と企業の誘致及び設備投資の促進を図るため、当計画及び地方税法第六条の課税免除の規定並びに関係法令に基づき、固定資産税の課税免除を行うため条例の制定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、固定資産税の減収について「減収額の七五パーセントは地方交付税で補填されるが、残りの二五パーセントは市の持ち出しとなり減収となる。」との答弁があり、委員から、減収額をただしたのに対し、「約二千万円の見込みである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定につきましては、令和四年四月一日に開園する五條市立認定こども園の延長保育事業、一時預かり事業及び病後児保育事業の実施について、必要な事項を定めるため条例の制定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、利用できる対象者をただしたのに対し、「延長保育事業は、認定こども園に在園する者が利用することができ、一般型一時預かり事業は、市内在住で通園されていない幼児が利用することができる。また、里帰り出産の場合、利用できるよう考えている。幼稚園型一時預かり事業は、認定こども園に在園する者が利用することができる。その他詳細については、今後検討し施行規則で定める予定である。」との答弁がありました。

また、委員から、病後児保育事業を実施したときの日額二千円の利用率の算定基準をただしたのに対し、「日本医師会が発行している乳幼

児童健康支援一時預かり事業Q&Aの利用料において、市町村の判断により一日二千円程度を徴収することができるとの記載があり、それを基準として設定している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十八号 五條市立公民館条例の一部改正につきましては、阪合部公民館が、旧阪合部小学校校舎の二階に移転することに伴い、位置について、中町三五番地の一を中町三一番地に変更するため条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、以前から公民館の移転に関して開催された意見交換会において出された意見について、市はしっかりと返答をしているかをただしたのに対し、「阪合部地区自治連合会の会議に出席し、今までの状況の説明、校舎二階の見学及び改修工事の図面を用いて説明等を行ったが、少し説明に不十分な部分があったことについて、丁寧な説明が必要であったと感じている。また、公民館の場所は変わるが、阪合部文化会館については、引き続き利用していただけるとのお話を聞かせていただいている。また、地元の方から、いろいろな話が出ていることは承知しており、しっかりと話をさせていただき今後の公民館活動に役立てることができると感じている。また、整備を進めてまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、週五日の施設開館日の利用状況を踏まえ、管理運営経費の節減を図るため、施設利用の効率化に努め、週三日の開館で運営することに変更するため条例の一部を改正するもので、当局の説明があり、委員から、利用団体への説明は行ったのかただしたのに対し、「説明は、混乱を避けるために行っていない。指定管理の御議決をいただいた後に、周知する予定である。」との答弁があり、委員から、新たに休館日となる曜日の利用者数をただしたのに対し、「火曜日は、平成二十九年度が百六十八人、平成三十年度が五百五十七人、令和元年度が四百九十八人、令和二年度が百五十七人で合計一千三百八十八人である。また、水曜日は、平成二十九年度が四百五十八人、平成三十年度が二百六十四人、令和元年度が二百五十七人、令和二年度が百七十九人で合計一千百五十八人である。」との答弁があり、委員から、その曜日別の利用団体数をただしたのに対し、「年度別の稼働日数及び曜日別の利用者数の資料がある。」との答弁があり、資料配付の準備を行うため、休憩となりました。

再開後、配付された資料に基づき当局の説明があり、委員から、休館日となる曜日の利用者が多いこと並びに先に利用者へ周知をして御意見を聞いてから議案として上程するべきでないかをただしたのに対し、「事前に、利用団体等に説明を行っていないことについて、おわび申し上げます。休館日となる曜日に利用したいという希望があれば柔軟に対応し、利用者が不便とならないような仕組みを設け対応する。」

との答弁がありました。

また、委員から、休館日となる曜日の利用者が、開館日に変更して予約する場合、利用団体の部屋の予約が重複しないか等の検証を行っているかをただしたのに対し、「そこまでの確認は行っていない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、桜井誠文堂櫻井晃二、五條市五條一丁目六番一七号で、指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で、指定の期間は令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三年間で、当局の説明があり、委員から、二つの施設を合わせた指定管理とした理由をただしたのに対し、「担当課から提案があり、行政改革推進本部会議で協議検討を行い、決定した。」との答弁があり、委員から、応募が一方で、審査得点が六十九・二点であると聞いたが、七十点という基準を満たしていないことをただしたのに対し、「七十点という基準をもとに、最終的に指定管理者候補選定委員会で総合的な観点から判断していただき、候補者として適当であるとの回答を得たと認識している。また、七十点に満たないことにより指定管理者候補選定委員会が付記をつけたので、当初は決裁を行わなかったが、後日三項目の事業が追加として提出され、点数に換算すると三点ぐらい上がることになり、七十点を超えることから最終的に決裁を行った。」との答弁があり、委員から、二つの施設を合わせているが主管となる部署をただしたのに対し、「中央公民館は教育委員会であり、西吉野コミュニティセンターは、西吉野支所である。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者候補選定委員会議事録に基づき、申請書に中央公民館の主催事業が記載されていなかったことは、無効または失格になるのではないかとただしたのに対し、「記載がない場合は申請を無効にすることがあるということで、無効にしなければならぬということではない。」との答弁があり、委員から、令和三年九月作成の指定管理者募集要項において、『選定委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、候補者なしとします。』と記載されていることをただしたのに対し、「指定管理者候補選定委員会が公平公正性を保ち選定した結果であり、指定管理者候補選定委員会に御判断をいただき、候補者として選定された。」との答弁がありました。

また、委員から、館長はその施設に常駐しなければならないのかただしたのに対し、館長もしくは、「館長補佐のどちらかが常駐しなければならぬ。」との答弁があり、委員から、市の指導により申請書類を作成し直しているのかただしたのに対し、「当初の申請書類を修正しているのではなく、市の指導により追加の書類として提出されている。」との答弁があり、委員から、市の指導により追加の書類で審査得点

が三点加算となった内容をただしたのに対し、「当初、主催事業の記載がなかったが、一年間を通しての講座の実施、または随時開催の講座の実施等、具体的な事業や自主事業の計画の記載である。」との答弁がありました。

意見調整のため暫時休憩となり、再開後、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、株式会社 社図書館流通センター代表取締役細川博史、東京都文京区大塚三丁目一番一号で、指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で、指定の期間は令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、令和四年度の委託料二千四百六万円は、令和三年度と同額であるかをただしたのに対し、「同額である。」との答弁があり、委員から、応募者数と審査得点をただしたのに対し、「一者で、八十八点である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、和田自治会自治会長隠地庸之、五條市西吉野町和田二九八番地の一で、指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で、指定の期間は令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの二年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者数と審査得点をただしたのに対し、「一者で、八十点である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきましては、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八億六千八百六十二万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百三十八億二千五百二十三万九千円とするもので、歳出予算の主な内容は、ふるさと五條市応援寄附金業務経費の追加三千三百二十万一千円、財政調整基金積立金三億八千二百万円、ふるさと五條市応援基金積立金の追加六千二百八十二万二千円、介護保険特別会計繰出金の更正減百四十四万円、生活困窮者自立支援推進費の国庫負担金返還金二百二十九万五千円、児童手当システム改修業務委託料三百七十七万三千円、児童福祉施設費の備品等移転業務委託料三百七十九万九千円、南垣内集会所改修工事費四百八十五万一千円、地方債繰上償還金二億九千万円等で、歳入予算の内容は、国庫支出金四百十五万円、寄附金六千万円、繰越金七億四百四十七万一千円、市債一億円をそれぞれ増額し、歳出予算との均衡を図つ

たもので、また、債務負担行為補正の主な内容は、乗合タクシー運行管理業務委託の期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額が五千四百五十万円、スクールバス運行管理業務委託の期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額が四千九百八十万円、五條市阿田峯公園指定管理料の期間を令和三年度から令和六年度とし、限度額が四千七百万円等で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今年度現時点までのふるさと五條市応援寄附金の総額をただしたのに対し、「八千三百一十一万六千円である。」との答弁があり、委員から、ふるさと五條市応援寄附金業務の委託先をただしたのに対し、「楽天グループ株式会社等である。」との答弁がありました。

また、委員から、ふるさと五條市応援寄附金に寄附をされた方が、使ってほしいとの希望が多い項目をただしたのに対し、「医療・福祉・環境保全に関する事業である。」との答弁があり、委員から、その項目の内容をただしたのに対し、「医療福祉関係であり、応急診療所の経費やほかの補助金が見込めないような市民向けの事業に充当している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市地域公共交通計画の策定について」、及び「市民会館の休館について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本八議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第五十六号、五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定について、採決いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第五十七号、五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますですが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第五十八号、五條市立公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますですが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第六十一号、五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）次に議第六十二号、五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第六十二号、五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセ

ンターに係る指定管理者の指定についての議案に対する反対討論を行います。

この議案に対する選定委員会は令和三年十月十九日、上野公園総合体育館シダアリーナの研修室で行われました。その名称は五條市指定管理者候補選定委員会であり、この五條市指定管理者候補選定委員会が冒頭主催者の方から、指定管理者制度の目的について述べられております。

その内容を申し上げますと、本市が指定管理者制度を導入した目的と言いますのは、管理運営経費の節減、管理運営の効率化、さらには民間事業者のノウハウを生かした住民サービスの向上を図るためというふうに説明をされているわけであり、また、

そしてこの議案に対する質疑応答が五條市指定管理者候補選定委員会で行われておりますけれども、その中で五條市指定管理者候補選定委員の皆さん方から五條市立中央公民館指定管理業務仕様書の趣旨で定められている五條市立中央公民館の事業に関する業務が申請書に書かれていないというふうに指摘され、そのことは申請された団体の代表も認めているわけであり、

そうしたら、五條市立中央公民館指定管理業務仕様書の内容を申し上げますと、第八、業務の範囲及び具体的内容と注意事項ということで、五條市立中央公民館条例、五條市立中央公民館条例施行規則、実施要領等に基づき業務を実施することということで、一、公民館の事業に関する業務（一）主催講座等の業務として、①主催講座の企画立案に関すること。②公民館祭の企画立案に関すること。③地区公民館との連携に関すること。④公民館の協力団体等の育成及び事務に関すること。⑤視聴覚教材の管理に関すること。⑥夜間事務に関すること。⑦各種資料、地域情報の収集・整理・掲示及び配架に関すること。⑧印刷サービスを行うこと。その際、五條市及び地区公民館のサービス内容との均衡を図ること。このように、五條市立中央公民館の主催事業が明記されているわけであり、

この中で、漏れておったことを具体的に申し上げますと、仕様書の中の令和二年度主催事業一覧表を見ますと、市民教養セミナー、生き生き教室、英語コミュニケーション講座、中国語入門講座、ハンダ入門講座というふうに書かれておりますけれども、こういったことが申請書に記入されていなかったということであり、

そして、この質疑応答の中で、もう一つ指摘されているのが、社会教育主事の資格者はいますかという質問に対して、申請団体の代表はいませんというふうに答えております。

この社会教育主事は五條市立中央公民館指定管理者業務仕様書ではどのように明記されているかと言いますと、第十、組織体制等の中で、職員配置の基準は次のとおりとする。社会教育法第二十七条第一項による館長を配置すること。②館長の職務を補佐し、館長不在時に代理を

する館長補佐を配置すること。③事業及び施設の管理運営上、職員三名を配置すること。④甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する職員を一名配置すること。そして同時に公民館の活動を維持、発展させる上で大きな役割を持つ、社会教育主事の資格を有する職員の配置に努めることということになっております。しかし質疑応答ではこの資格を有している社会教育主事はいないということになっているわけでありません。

こういった申請書に漏れておったこととか、社会教育主事の資格を持っていないとかいったことに関しまして、これでいいのかという基準があります。その基準は五條市立中央公民館指定管理者募集要項の第六、無効または失格というところですが、次の事項に該当する場合は申請を無効とすることがあります。また指定管理者候補者に選定後あるいは指定の議会での議決後であっても選定を取り消すことがありますので留意願います。ということがありまして、その一番、申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合、(二)ここです、記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、三、申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合、あとたくさんありますので、この辺で終わりますけれども。

このように五條市がつくったいろいろな方針、要項の中に照らし合わせますと、今回の申請された団体の方は、この募集要項の第六、無効または失格というところに、私は該当するというふうに判断しております。

また質疑及びその討論の中では、こういう意見も出されております。五條市立中央公民館と五條市立西吉野コミュニティセンターを併せて指定に出すということは五條市指定管理者選定委員会の立場からすると判断するのがものすごく難しいということも、五條市指定管理者選定委員会の方から出ているわけですね。そしてこういう質疑応答の中で、五條市指定管理者選定委員会が最後に選定したその審査得点数は六十九・二点ということがあります。この六十九・二点はいいかどうかということについては、五條市立中央公民館、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理募集要項の第五、選定方法の中で、このように明記されております。選定の審査基準及び配点は次のとおりとします。選定委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、候補者なしとします。ということになっているわけでありまして。なお、一定の評価とは百点満点に換算して七十点以上の審査得点であることとします、ということが、五條市が作った指定管理者募集要項の中でもはっきりとうたわれているわけでありまして、こういった今申し上げました五條市が作った要項、仕様書等々に照らしても、今回の議案につきましては私としては反対を申し上げます。

どうか賛同いただきますよう心から訴えまして、私の反対討論といたします。

○議長（山口耕司）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立なしであります。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）次に議第六十三号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定について、採決いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第六十四号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第六十八号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十五分休憩に入る

午前十一時十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第五十九号、議第六十五号、議第六十六号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十一号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第五十九号、議第六十五号、議第六十六号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十一号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十七日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十九号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の一部改正につきましては、子育て支援センター『はっぴい』が、商業施設内に立地するという施設の利点を生かし、利用対象者の範囲を市外に住所を有する児童まで拡大するなど、子育て世帯への利便性を図るとともに、一時預かり事業の規定を追加するため条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、利用できる時間をただしたのに対し、「商業施設が開店する午前九時から午後四時三十分までである」との答弁があり、委員から、市外に住所を有する児童も利用できることになった経緯をただしたのに対し、「商業施設内にあり、市外から来られる方が利用したいとの希望があったためである。また、定員は一日十名程度としているが、現在一日五名程度の利用であり定員に余裕があるためである。」との答弁があり、委員から、利用するには予約制となっているが、急遽利用しなければならなくなった場合の対応をただしたのに対し、「その場合は、事情をお聞きして対応してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、利用者が定員に達した場合の優先順位をただしたのに対し、「基本的に市内の児童を優先する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、特定非営利活動法人大和社中、理事長中 純宏、五條市五條三丁目一番二三号で、指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選

定された団体で、指定の期間は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの一年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、審査得点と指定管理料をただしたのに対し、「八十二点であり、令和四年度は八百八十二万四千円である。」との答弁があり、委員から、令和三年度の指定管理料をただしたのに対し、「九百六十二万二千円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、まちづくり改革推進&Real Styleグループ、多田宗豊、五條市釜窪町一〇一四番地の一で、指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で、指定の期間は令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者数と審査得点をただしたのに対し、「二者であり、八十三点である。」との答弁がありました。

また、委員から、令和三年度及び令和四年度の指定管理料をただしたのに対し、「令和三年度は一千六百万円であり、令和四年度は一千五百七十万円である。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者の候補者に選定された団体が本会議で否決された場合の対応をただしたのに対し、「阿田峯公園条例により、指定管理者による管理となっているが、市長が特に必要と認めた場合においては、市長がその職務を行うようになっており、市が管理することになる。ただし、個々の施設の条例により対応が異なる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十九号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、特定健康診査業務について、令和三年度中に契約行為に着手し、令和四年度検診日程の確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、総額に変更はなく期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額を五百七十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、受診者は何人を想定しているかをただしたのに対し、「六百七十名である。」との答弁があり、委員から、その根拠をただしたのに対し、「実績から算出し、対象者の約一パーセントの受診率で計上している。」との答弁があり、委員から、周知方法をただしたのに対し、「対象者に受診券とチラシを送付し、広報五條及び市のホームページに掲載する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、

四千四百三十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億五千五百四十一万六千円とするもので、歳出予算の主な内容は、介護保険財政調整基金積立金の追加三千三百七十八万五千円、地域支援事業等の国庫・県費への返還金の追加一千五十八万二千円等で、歳入予算の主な内容は、過年度分介護給付費負担金一千三百二十七万七千円、介護保険事業費補助金百四十四万円、過年度分総合事業以外事業交付金二百六十一万一千円、過年度分介護給付費負担金一千二百四万三千円、前年度給付費繰越金一千五百十三万一千円等をそれぞれ追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回の介護保険財政調整基金積立金を加算した総額をただしたのに対し、「四億四千六百五十八万六千九百四十四円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、健康診査業務について、令和三年度中に契約行為に着手し、令和四年度検診日程の確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、総額に変更はなく期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額を百三十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「新型コロナウイルスワクチン接種について」、及び「マイナンバーカードの交付状況について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本六議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本六議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本六議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、同第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第十五号 五條市教育委員会教育長の任命について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第十五号、五條市教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

堀内伸起教育長の任期が令和四年三月三十一日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。お手元にお配りしておりますように同氏の再任をお願いするものであります。

堀内氏は皆さんも御存じのとおり現在教育長として、五條市の発展のため御尽力をいただいているところであります。人格は高潔で教育に關しての識見を有し、人望も厚く教育長として適任者であります。

任期は令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三か年でございます。

議員各位には御理解いただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

この際、堀内教育長から御挨拶を受けることにいたします。堀内教育長。

〔教育長 堀内伸起登壇〕

○教育長（堀内伸起）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言御礼と決意を申し述べさせていただきますと思います。

先ほどは、私についての五條市教育長としての任命について、同意をいただきました。大変ありがとうございます。

改めてその責任の重さを痛感しているところであります。これまでの任期の中では学校適正化をはじめ、さまざまな事業を担当させていただきました。それをさらに進めていく、またそのほかのいろいろな課題について誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんのこれまで以上の力添え、また御指導をお願い申し上げます。教育の自身は、今大きな転換期にあります。そうしたものを受けとめながら、まちづくりにおける教育の役割を強く認識して、これからも

誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。（拍手）

○議長（山口耕司）ありがとうございます。

○議長（山口耕司）次に日程第四、同第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第十六号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第十六号、五條市公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。公平委員のうち山本利恵子委員が令和四年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり同意を求めるところであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

山本氏は昭和五十二年から幼稚園教諭として五條市教育委員会に奉職し、五條幼稚園長を経て、子どもサポートセンター所長、西吉野支所長を歴任され、平成二十九年三月に定年退職をされた後は、五條市社会福祉協議会西吉野・大塔支所長として御活躍されており、人格が高潔で、地方自治に精通し、人事行政にも高い識見を有する人であります。

これらの経験と女性の視点から幅広い知見を生かし、職員の不利益処分などの市民に公平な判断をしていただけるものと強く確信をいたす次第であります。

なお任期につきましては、令和四年四月一日からの四年間であります。

議員各位には御理解いただきまして、御賛同願いますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、同第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第十七号 五條市監査委員の選任について。

○議長（山口耕司）地方自治法第百七条の規定により、岩本 孝議員の退場を求めます。

〔七番 岩本 孝退場〕

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程されました同第十七号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、議会議員から選任をいたしておりました岩本 孝委員が本年十一月三十日の議員の任期満了により監査委員の任期も満了となりましたので、新たな監査委員を選任いたしました地方自治法第百九十六条の第一項の規定により議会の同意を求めるところであります。

岩本議員には在任中、鋭意五條市の在り方について、また効率的な監査に御尽力をいただいたところであり、また、岩本 孝議員には再度監査委員としての御尽力をいただきたく、議員のうちから選任する監査委員をお願いするものであります。

岩本議員は人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する方であり、

議員各位には御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

岩本 孝議員の入場を許します。

〔七番 岩本 孝入場〕

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第七十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第七十三号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊のA4横、令和三年度五條市一般会計補正予算（第十号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ一億九千五百四十六万六千円を追加し、総額で二百四十億一千六百七十八万五千円とするものでございます。

それでは歳出予算の補正から御説明申し上げます。

七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに二款総務費、一項総務管理費、七目企画費の百九十万八千円でございますが、十二月末で終了するコミュニティバス等の運賃無償化事業を一月以降も切れ目なく継続するため所要の経費を計上するものでございます。

次に、十四目西吉野支所費の財源の更正三万円と十五目大塔支所費の財源の更正四万二千円でございますが、前述のコミュニティバス等利用者の運賃無償化に伴いコミュニティバス使用料を減額し、同額の国庫支出金を充てるものでございます。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、十目子育て世帯への臨時特別給付金事業費一億六千七百三十一万八千円でございますが、十八歳以下の子供一人に対して現金十万円を一括給付するため、先に御議決いただいた五万円分に追加が必要となる経費を計上するものでございます。

次に七ページ下段から八ページにかけての四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費二千二百三十二万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、五歳から十一歳の子供にかかる接種費用及び三回目の接種が前倒しとなった場合に不足する経費を計上するものでございます。

なお、この財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧ください。

歳入予算につきましては、十四款使用料及び手数料において七万二千円の減額を、十五款国庫支出金において一億九千六百六十一万八千円を増額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

三ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、南奈良総合医療センターでの大規模個別接種を実施するため令和三年度から令和四年度にかけて執行する予算の限度額を増額し、七千五百六十万円に変更するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）七ページ、三款民生費の子育て世帯への臨時特別給付金のところですけれども、この件につきまして、内閣府が十二月二十一日付で各都道府県に通知を出していると思います。その内容は、コロナ禍で家計が急変し、申請日までに非課税相当とみなされる場合も給付の対象とすると、申請日までね。そしてもう一つは、DV被害者も別居した世帯を独立した世帯としてみて、非課税世帯相当ならば支給対象とするという、この内閣府の通知が出ていますけれども、これは五條市として掌握しておりますか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

今議員のお述べのとおり承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この通知に基づいて執行されるように要望しておきます。

最後、意見ですけれども、基準日の後に離婚した非課税世帯の皆さん方には、給付の対象となっておられないわけですが、これからは基準日後に離婚した方にもこの給付金が届けられるよう、県・国に要望されるようお願いしておきたいと思っております。
以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いた
したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目
指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

また時節柄、健康には十分御自愛いただき、良い年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和三年第四回十二月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出いたしました議案について一部を除き、原案のとおり可決、同意を得ましたことに心からお礼を申し上げる次第であります。本定例会中に賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、今後の市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、このたびの市議会議員選挙後、初議会の役員選出により、山口議長及び養田副議長が就任されました。改めて就任のお祝いを申し上げますとともに、引き続き市政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、新たなオミクロン株といわれる変異株の感染者が発生しています。これまでのデルタ株より感染力が強いと警戒され、既に海外ではその感染が驚異的なペースで拡大している地域も出てきています。

政府においてもオミクロン株対応の水際対策処置として、十二月三十一日までの特段の事情がある場合を除いて、全ての国、地域からの外国人の新規入国を一時停止するなど、感染拡大の防止に取り組んでいただいております。

市民の皆さんにおかれましても、これから年末年始を迎えますが、改めて感染防止に努めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、寒さもいよいよ厳しくなっております。議員各位におかれましても、健康には十分御留意いただき、今後とも市政の発展と住民福祉向上のため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和三年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午前十一時四十三分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口耕司

署名議員 斎藤有紀

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員
平 岡	養 田	谷
清 司	全 康	勝 啓